

金融円滑化にかかる基本方針

当 J A きたそらち（以下、「当 J A」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当 J A は、お客様からの新規融資及び貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつできる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当 J A は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みを支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等を行い上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当 J A は、お客様から新規融資及び貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて説明及び情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当 J A は、お客様からの新規融資及び貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当 J A は、お客様からの新規融資及び貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換と連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当 J A は、お客様からの前述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るように次の体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」で金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針及び施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針及び施策の徹底に努めます。

7. 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢についてその適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。